

空港土木工事における代表材料規格の基準単価作成方法について
(令和7年4月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事から適用))

空港土木工事における施工パッケージ型積算方式で標準単価から積算単価への補正を行う際に使用する代表材料規格の基準材料単価（以下、「基準材料単価」）は、原則として以下の1及び2の手順により作成している。

1. 代表材料規格の基準単価は、「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）及び「積算資料」（一般財団法人経済調査会発行）（以下、「物価資料」という。）の令和6年4月号に掲載されている東京地区の代表材料規格の単価の平均値を採用している。
2. 2つの物価資料の単価を平均する場合は、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁としている。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁としている。

<例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価	33,500 円（有効桁 3 桁）	積算資料	34,000 円（有効桁 2 桁）
平均額	33,750 円		
決定額	33,700 円（有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨て）		

<例> 2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価	560 円（有効桁 2 桁）	積算資料	570 円（有効桁 2 桁）
平均額	565 円		
決定額	565 円（最小有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨て）		

<例> 3) 入力単価の有効桁数が3桁未満で小数が発生する場合

建設物価	95 円（有効桁 2 桁）	積算資料	90 円（有効桁 1 桁）
平均額	92.5 円		
決定額	92.5 円（最小有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨て）		

以上